

あかびらガンバレ 応援寄附金(ふるさと納税)

令和2年度の寄附状況

| 区 分 | 計 |
|---------|--------------|
| 寄 附 件 数 | 33,831件 |
| 寄 附 金 額 | 767,050,660円 |



令和2年度も全国の方々から昨年を上回るご寄附をいただきました。

市内事業者の皆様にご協力をいただいております返礼品につきましても、全国の方々にお届けし大変ご好評をいただいております。

いただいた寄附金につきましては、「あかびらガンバレ応援基金」に積み立て、今後のまちづくりに活用していきます。

← ふるさと納税「返礼品の紹介冊子」

問合せ 企画調整係 ☎32-1834

ふるさと納税の活用状況

| 事業名 | 令和元年度末残高 | 令和2年度積立額 | 令和2年度活用状況 | | 令和2年度末残高 |
|-------------------------|--------------|--------------|-----------------|--------------|--------------|
| | | | 事業内容 | 金額 | |
| 命と健康を守るため地域医療の充実を図る事業 | 87,733,060円 | 138,081,623円 | 医師確保費用など | 48,841,000円 | 176,973,683円 |
| 子どもたちが元気で健やかに育つための事業 | 229,802,326円 | 90,690,645円 | 公園改修、小中学校備品購入など | 37,322,387円 | 283,170,584円 |
| 市民自らのまちづくりに資する事業 | 5,736,243円 | 6,136,961円 | 赤平観光協会補助金など | 275,000円 | 11,598,204円 |
| 炭鉱遺産を保存・継承したまちづくりに資する事業 | 29,819,990円 | 7,841,672円 | 炭鉱ガイド施設の備品購入 | 327,800円 | 37,333,862円 |
| その他まちづくりに資する事業 | 33,491,294円 | 13,637,691円 | 該当事業なし | 0円 | 47,128,985円 |
| 用途を指定しない | 155,012,783円 | 86,419,684円 | 町内会補助金、公共施設修繕など | 149,678,564円 | 91,753,903円 |
| 合 計 | 541,595,696円 | 342,808,276円 | | 236,444,751円 | 647,959,221円 |



アパート経営の皆様を応援します

申込み・問合せ 建築係 ☎32-1844



建設助成

市内に民間賃貸住宅を建設する市内の個人および法人に対して費用の一部を助成します。

【一戸あたりの助成額】

- 90万円
床面積30㎡以上
40㎡未満
- 100万円
床面積40㎡以上

【対象工事】

- 戸建て2戸以上または1棟あたり4戸以上の賃貸契約を締結して賃貸する共同住宅
- 各戸に玄関、水洗トイレ、浴室、台所および給湯設備が設置されているもの
- 市内の事業所(個人事業主含む)が施工すること

リフォーム助成

市内に民間住宅を所有する個人および法人に対して市内の民間賃貸住宅の改修費用の一部を助成します。

【一戸あたりの助成額】

改修費用の3分の1に相当する額
(10万円を限度)

【対象工事】

- 民間賃貸住宅(戸建て2戸以上または1棟あたり4戸以上の賃貸契約を締結して賃貸する共同住宅)の居住性の向上を図るための修繕、模様替えなどを行なう工事
- 市内の事業所(個人事業主含む)が施工すること

※いずれの助成も国・道・他団体から重複する助成金の交付を受けている場合は対象外です。



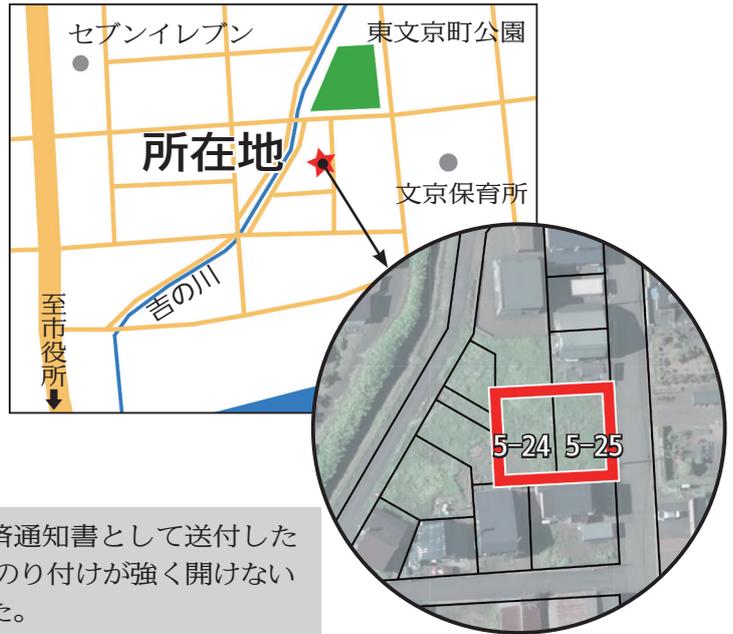
information
市税等収納向上

問合せ
納税係 ☎32-2219

差押えた不動産の期日公売

【今月の納税】
市道民税 第1期
介護保険料 第2期
納期限 6月30日(木)まで

| | |
|---------|----------------|
| 見積価額 | 681,000円 |
| 公売保証金 | 70,000円 |
| 所在 | 赤平市東文京町二丁目 |
| 地番 5番24 | 地目 宅地 |
| | 地積 178.18㎡ |
| 地番 5番25 | 地目 宅地 |
| | 地積 170.77㎡ |
| 合計面積 | 348.95㎡(約105坪) |
| 公売日 | 6月14日(月) |
| 時間 | 13時30分から |
| 公売会場 | 赤平市役所第2会議室(3階) |



※その他の詳細については、税務課窓口までお問い合わせください。

【おわび】

令和2年度の固定資産税・都市計画税を口座振替で納付いただいた皆様へ

口座振替領収済通知書として送付した一部のハガキに、のり付けが強く開けないものがありました。その代わりとなる書面を必要とされる場合は、納税係までお問い合わせください。



information
年金

問合せ
戸籍年金係 ☎32-1823
砂川年金事務所 ☎52-2144

国民年金への加入

国民年金は、誰もが加入する公的年金制度で、基本的に日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入する義務があります。

加入者は、職業などによって次の3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

会社を退職したときは、第2号被保険者から第1号被保険者への変更の手続きが必要となります。お早めのお手続きをお願いします。

| 区分 | 区分 | 手続場所 |
|---------|--|----------------|
| 第1号被保険者 | 20歳以上60歳未満の 農業者、自営業者、学生、 フリーター、無職の方など | 戸籍年金係 |
| 第2号被保険者 | 会社員や公務員などの 厚生年金保険加入者 | 勤務先 |
| 第3号被保険者 | 第2号被保険者に扶養され、 年収130万未満の 20歳以上60歳未満の配偶者 | 第2号被保険者の勤務先を経由 |